

兵庫県公報

平成21年10月6日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	1

告 示

兵庫県告示第1057号の10

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成21年9月28日に、神戸市兵庫区駅南通3-4-33全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長橋口逸雄から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成21年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項について
所定内の組合活動に関する協定の一方的不履行等の早期解決

2 日時

平成21年10月9日午前0時から事件解決に至るまで

3 場所

有限会社大栄衛生 西宮市西宮浜4-1-27

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、同盟罷業、怠業を単独又は併用して行う。